

「取次」・「後見」・「御頼」・「懇意」

— 盛岡南部家の事例から —

千葉 一 大

はじめに

本稿は、主として元禄時代前後の幕藩関係のシステムについて、盛岡南部家の事例から考察を加えようとするものである。

近年、近世における政権と諸大名の関係についての研究が盛んである。これらの研究に影響を与えているのが、山本博文氏と田中誠二氏に代表される「取次」と「指南」についての研究である。¹⁾しかし、両氏の研究を読む限り「取次」と「指南」の認識に大きな違いが存在するように思われる。筆者は、諸大名への命令伝達と個々の大名を後見する機能を持った「取次」という存在があったことを明らかにした山本氏の研究は、豊臣政権から幕藩体制形成期にかけての政治史研究上の大きな成果であり、田中氏はその成果の上に立脚して研究を深化させ、「取次」が大名側の内情と主体性を取り入れつつ、個々に將軍に威光のあるごとく振舞うような大名に忠告・アドバイスとしての「指南」を行ったこと、さらに「取次」はあくまでも知音関係を根底として広範に存在する慣習であるという見解に至ったと考えたい。実際の事例から考えても、「取次」の人々が「指南」を行う立場にあるという田中氏の指摘は魅力的な考え

方である。さらに最近、高木昭作氏は、内々の伝達ルート（「内証」）について、大名に將軍の意志が伝わっていく様子を文書に基づいて明らかにした。²⁾これらの研究やさらにそれに立脚してなされた研究の中で、蝦夷地松前氏の指南について触れた長谷川成一氏のそれを除けば、豊臣政権から徳川家光政権にかけては、主として西国大名の事例にもとづく研究が多い。一方、家綱政権以降の幕藩関係の研究は、管見では寛文九年（一六六九）の寛文蝦夷蜂起（シヤクシヤインの戦い）の際、若年寄土井利房が、義弟の津軽信政が藩主であった弘前藩に助言を与えていたという事例を指摘した福井敏隆氏の研究をはじめ、村井早苗・深井雅海・石川隆一・福田千鶴・吉田真夫各氏などによって行われているが、³⁾全体的に見れば近世初期における検討より少数である。しかしこれらの研究によつて、この時期においても老中や幕閣要人が諸大名に「指南」を行う状況や、親族大名によるアドバイス・調停などが行われることが明らかにされている。

このような状況を踏まえて、筆者は具体的に元禄時代前後の盛岡南部家と幕府の関係をシステムの上から検討することで、この時期の幕藩間の交渉はどのような手続きが踏まれたのか、そしてそれに関与して間を

取り持つ人々について検討し、それらが前後の時代とどのような違いが見せるのかを考えたい。その際キーワードとなるのは、こういった幕藩関係を記した盛岡藩の史料にしばしば見られる「御後見」・「御頼」などといった言葉である。筆者は、これらの言葉で形容された人々が、幕府側との橋渡し、仲介者となっている点に着目したい。彼らの役割を解明すれば、当時の幕藩関係の一端が解明できるのではないかと考える。

第一章 元禄期以前の状況

一 豊臣政権下における盛岡南部家の「取次」

盛岡南部家と「取次」の関係で思い出されるのが、藤木久志氏の研究で知られる豊臣政権下での前田利家や浅野長吉（長政）といった人々が果たした役割である。利家の場合は、南部信直が豊臣政権の勢力下に入るにあたって豊臣秀吉への取りなしを依頼した人物であり、その後も豊臣政権と盛岡南部家との間の「取次」的役割を果たし、便宜を図っている。また長吉は、天正十七年（一五八九）京都により近いところ（若狭）に所領を持っていることもあり、「於向後も御入魂尤候」、「畢竟御頼肝要候」と利家が信直に紹介して以来交渉が始まり、以後利家同様「取次」の役割を果たしている。文禄二年（一五九三）には甲斐に転封した浅野家の与力大名として南部信直が位置付けられ、さらに長吉の「取次」としての役割は強化されたと考えられる。しかし、豊臣政権以後の盛岡南部家と政権との具体的な交渉の様子に言及できるのは、四代将軍徳川家綱の時代に入ってからになる。

二 家綱政権下での状況

明暦二年（一六五六）、翌年に予定されていた江戸城普請に際して、盛岡藩は国元産の鉄五千貫目の献上を計画し、国元から江戸藩邸にその件を「久世大和守様江可申上旨」指令が飛んだ。「久世大和守様」とは、当時將軍側近の御側の地位にあり、また承応元年（一六五二）以来「御馬の事を支配」しており、のちに老中となる久世広之である。十二月十三日、盛岡南部家家臣の奥瀬内蔵助が久世の許に赴き、献上を申し入れた。久世は「御老中様へ目録仕、窺可申」旨指示し、翌々日朝奥瀬が老中阿部忠秋に目録を持参し、献上を申し入れたところ、阿部は目録を受け取って指示を待つよう申し渡した。ここで注目したのは久世の役割である。先にも見たように久世は「御馬の事」を支配していたため、馬産地の領主である盛岡南部家との関係が生じ、さらに幕閣、ひいては將軍との間を取り持つ「取次」を依頼されたと推測したい。この件で久世は、南部家に対して「取次」が持つ役割である「指南」を行っているといえる。

延宝三年（一六七五）十二月二十四日朝、盛岡藩に預けられていた元丹後田辺藩主京極高国が死去した。死亡直後江戸に「御窺」の使者が遣わされ、高国死去を披露する「御連状」については「江戸ニ而御後見衆へ御相談可被成由」とされた。盛岡南部家には、江戸に「御後見衆」という立場の人々が存在し、公儀に提出する文書の相談にのっていたことがわかる。この「御後見衆」とはどのような人々なのだろうか。

この時期の盛岡藩政史料を読むと、「右京様」・「大久保右京様」・「大久保右京亮様」という人物が、公儀に盛岡藩の意向を取り次いだり、盛

岡藩側に指図を与えたりしている。この人物は、幕府大身旗本の大久保右京亮教勝である。彼はこの時期の盛岡南部家の「御後見」として唯一特定できる人物である。

大久保・盛岡南部両家の関係で見逃せないのが、教勝の父教隆の存在である。彼はその父忠隣的事件に連座して一時所領を召し上げられ、元和三年（一六一七）南部利直に預けられている。このようなことから両家は懇意になり、さらに教勝が幕府の重要なポストにあつたことから「後見」に依頼されたと考えたい。

幕藩体制下における旗本と大名との関係で思い出されるのが、山本博文氏のいう「心安き旗本衆」（懇意の旗本）の存在である。彼らは幕府との折衝に欠かせない存在であり、幕閣と藩の間に立つて取り次ぎ・仲介の役割を果たしていたという。この「懇意の旗本」と「後見」である教勝の役割には違いがあるのだろうか。

「雑書」延宝五年（一六七七）七月朔日条によれば、帰国する南部重信が江戸発駕につき「御持病故 御心も不勝思召候付」教勝を通じて老中にその旨を申し入れたところ、大老酒井忠清から「土用過迄御逗留苦間敷由」との回答を得ている。教勝は、大名から將軍への仲介機能という「取次」が本来持っている役割を担っていたことがうかがえる。

年不詳の正月二十五日付南部行信宛南部重信書状は、大名と後見、さらに幕府要人のつながりを検討する材料を提供してくれる。書状によると、將軍家（徳川家綱）が五月時分に子息誕生とみられ、その場合通例では十萬石以上は「御道具・両腰・御産衣五重」、十萬石より五萬石までの大名は「御道具・一腰・御産衣三重」を献上することになるが、

「跡々御例にも被成下候」ため老中からの指図も想定されるとし、もし十萬石以上の格式が適用されるならば「家実之刀ニ兼光之小脇差」、十萬石から五萬石迄の格式が当てはめられるならば「景光之太刀」を準備するよう指示し、献上については「彦三殿」に問い合わせることに、「不止得事」があつた場合は教勝に問い合わせるようにと「美濃守殿」（稲葉正則）・「大和守」（久世広之）から内談があつたので、教勝の指図があれば、正式に献上品についてうかがい出てよいのではないかとしている。

この書状の内容から、まず重信が、「後見」である教勝や懇意の旗本とみられる「彦三殿」の意見を聞き、その指図に従おうとしていることがわかる。さらに、重信に教勝へ問い合わせるよう指示したのが、久世広之と稲葉正則の二人であることに注目したい。内談という形式をとっているから、表だつたルートによる指示ではないが、幕府要人の指図でもあり、幕府の意向というものになりうると考えられる。久世・稲葉からの指図をうけて重信は教勝に指示を仰ぎ、その指図を得てから次の行動（幕府の上層部に献上品について伺いを立てること）に移るよう指示を出している。つまり稲葉や久世は重信に「指南」を行っており、重信がその指示に従う意志を有していることが分かる。

以上からわかるように、教勝の「後見」という立場は、「懇意の旗本」との共通性が色濃く見受けられる「取次」としての側面（その有する「指南」行為も含まれる）のほか、時には公儀要人の意向を反映して（この事例でははっきりしないが、連絡を取り合ったことも十分考えられる）大名家を幕府の意志に沿うよう誘導する役割をもっていたのではないだ

ろうか。むろんこの「後見」という立場は幕府公認のものではなく、あくまでも藩側が親しい要人に慣習として依頼していたものであろう。

しかし事態が変化する。「雑書」延宝八年（一六八〇）八月二十八日条によると、「今度諸太^{（つ）}名衆御後見衆惣様被仰合言上被成候所、先後見無用ニ可仕由就 上意、殿様御後見大久保右京亮殿方も御断被仰相止候旨」盛岡に知らせが届いた。すなわち、大名の「後見」の人々に後見無用にせよとの上意があり、盛岡南部家にも大久保から「後見」を辞退するとの申し出があつたのである。先に「後見」は幕府公認ではなく慣習であるとししたが、この「後見」停止の経緯でわかるように、その慣習に関しては幕府も把握していたのである。

ところで、この上意の背景を考えると、徳川家綱が没し、新將軍に徳川綱吉が就いたことが契機になつたのではないだろうか。そして、綱吉が「後見」の立場を否定したことは、綱吉がいわゆる「天和の治」に見られるように政治に積極的なスタンスをとつた現れと見ることも出来るが、將軍直臣であるはずの旗本たちが、後見という名の下に藩・大名家側が有利に立ち回れる様な「指南」を行うと、幕府の意向がきちんと諸大名達に伝達されなくなり、幕藩体制が揺らぐことを恐れ、その傾向を排し、公儀と藩とを間接的につなぐルートの一つ取り去つて、さらに諸大名の立場をより直接的につかもうとした動きの現れと考えられるのではないか。

第二章 元禄時代の幕藩間交渉

― 特定老中との交渉から ―

本章では五代將軍徳川綱吉の時代における幕藩間交渉について具体的な検討を行う。これについては、すでに深井雅海氏が、元禄から宝永期にかけて諸大名が幕府に請願を行う際の窓口は依然御用頼か月番老中であるという重要な指摘をしている^⑤。しかし、具体的に諸藩がどのような請願を御用頼や月番老中に行つていたのか、また、彼らがどのような機能を果たしていたのかなどといった検証が必要だろう。筆者は本章での検討を通じてこれらの点を明らかにしたい。

一 稲葉正則による「指南」

綱吉政権に入つてからも、当初は老中に在職していた稲葉正則が盛岡南部家への「指南」を行つている。「後見」の存在は排除され、幕府との間をつなぐルートの一つが公に否定された格好になつたが、正則が「指南」を引き続き行つていたことから、幕府の要人がより直接的に幕藩間交渉に強く関与することになつたといえるのではないか。

延宝八年十一月二十七日、將軍綱吉の子息徳松が江戸城西丸に入った。当時藩主重信と嫡子行信は交互に参勤を行つており、この時点では重信が江戸在府中、行信が在所盛岡にいた。徳松の西丸入りを祝うために「御在国之御方御使者勤有之候」ということになつたため、盛岡藩は稲葉に行信の「御勤」に付いて伺いを立て、その指図を得て祝賀の使者を

月番老中土井利房に立てている。一方在府中の重信は、徳松が西の丸入りした翌日の二十八日に祝儀のため登城すべきところ、下屋敷にいた行信の娘お幾が疱瘡に罹ったため遠慮した。さらに正則に「御内談」したところ、正則はさらに翌月朔日頃まで病氣ということにして登城を断るよう指示した。このため重信は登城の当日使者をもって西丸と本丸に御樽着を献上している。¹⁷⁾

さらに正則は、盛岡・仙台両藩領境をめぐる争いに介入している。寛永十九年（一六四二）に仙台領江刺郡覚間沢と盛岡領和賀郡田瀬覚間沢の両藩の境が交渉の末に定まった。しかし、寛文十一年（一六七二）以降、盛岡藩側・仙台藩側双方で農民が越境し畑を開墾したため領境が不明確になった。延宝八年（一六八〇）十月十二日、稲葉邸に重信が赴いたところ、正則から、仙台藩がこの出入りについて南部家の「御家来へ可申断様ニ」聞き及んだので、「公事之様ニて御互ニ不可然候間」、内々に話を通しておくと語った上で、仙台藩から差し出された絵図や書付を重信に見せた。これに対して重信は、稲葉のいう通り事を荒立てたくないと述べ、この件を在所にいる嫡子行信に伝えたと返答した。さらに正則は絵図・書付を盛岡藩に貸与した。盛岡藩ではその写を作成して国元に下し、それを元に当事者の「申口之書付」を作成して江戸に送付した。正則にその内容を伝達したところ、正則は、両者の言い分が食い違っているので、このままでは話が争論のように聞こえる恐れがあると懸念を示した。翌年三月正則は内意を示し、領境に築かれた塚の間に小塚をつくり、領境を明確化することになった。¹⁸⁾

この一件をみると、正則の存在によって物事がスムーズに運ばれたと

いう側面があるように思われる。正則の立場は、盛岡藩に対しては「指南」を加えることが出来る立場、仙台藩に対しては「その国政を議すべき旨鈞命をかうぶる」という立場から、両家の意見を聞き合わせ、解決への努力の労をとることができたのではないか。

以上の事例から、正則は盛岡藩に対して適宜「指南」を行っていることがわかる。このような正則の行為は、彼が盛岡藩の「取次」という立場にあつたためと考えられる。

二 「御頼の老中」と南部家

① 「御頼の老中」の存在について

盛岡藩の右筆であつた藤根吉当¹⁹⁾は、自らの職務上の心覚えにであろうか、様々な留書を多く残しており、研究に好材料を提供してくれる。そのなかの「読書集」（盛岡市中央公民館蔵）は、元禄時代における盛岡藩の幕府との交渉手続きについて記してある。そのなかに「惣而何事ニ不寄豊後様へ内窺之事」として、「阿部豊後守様御頼たるニより、諸事何事ニ不依、先豊後様へ御内意窺、随御差図申筈」と記されている。

「阿部豊後守様」とは幕府老中阿部正武のことで、彼は南部家の「御頼」という立場にあり、何事でもまず正武に「御内意」を聞き指図を得るといのである。さらに宝永元年（一七〇四）に正武が死去すると、その役割は土屋政直に移行している（別表参照）。

この「御頼」という立場はどのようなものだろうか。山本博文氏は大名が幕府に嘆願する際には、すぐに願書を幕閣に提出せず、その前段階で留守居役を通じ懇意にしている老中に相談し、指示を受けて行動した

とし、さらに根回しが終わった後に案件を將軍に披露するのもその老中の役割だと述べている。そして老中の月番制が始まったのもこの従来の慣行には変化がなかったとする。そして藩にとつてこのような役割を担った老中を「取次の老中」と呼んでいる。この「取次の老中」と元禄時代の盛岡藩政史料に見える「御頼の御老中」(以下「御頼の老中」と記す)とは同じものか、それとも何らかの異なる側面があるのだろうか。

「御頼の老中」である正武・政直が、盛岡藩に関する諸史料において直接・間接に現れる事項を表にまとめた(別表参照)。この表から「御頼の老中」である正武・政直への申し入れには、幕藩関係ばかりではなく藩政や領内の動きもみられることがわかる。藩主の隠居や死去、幕府への届け出、また盛岡藩が「御頼の老中」の指示を受ける点では、「御頼の老中」は山本氏という「取次の老中」と同一の立場だといえる。ただし「御頼の老中」が山本氏による「取次の老中」の定義のように、將軍に対して案件の披露を行っているのかどうかについては、史料から確認できない。さらに公儀へ正式に届書を出すような場合、「御頼の老中」の指示ののち、月番老中へ届け出が行われている。つまり、正式には月番老中が將軍に対する用を大名から聞き届ける立場にあるということになる。また逆に「御頼の老中」にのみ話を伝え、月番老中には伝えない場合も存在し、中には「御頼の老中」が月番老中に伝えなくともよいと藩側に指示する事例も存在している。

以上の点を踏まえた上で、「御頼の老中」が盛岡藩に対してどのような立場にあったかを示す史料をみてみよう。盛岡市中央公民館所蔵の南部家文書のなかに、阿部正武から南部重信に宛てられた書状がある。こ

の書状の内容を仔細に検討すると、書状の包紙に記されている「御城石垣御問合」(この場合の「御城」とは盛岡城)への回答以外にも種々の内容が記されていることがわかる。

今朝者預御使者御書付之通致一覽候、

- 一 前事御同候石垣二ヶ所築直之所、最前御同候時分連々御願、其旨奉書出候ハ、御伺及不申候、其儀無之候ハ、重而御伺可然候、
- 一 三ヶ所之ニ階蔵之儀、是又可為同前候、

一 御自分御在着ニ付而被指上候使者柄之儀、被仰聞候番頭二而も物頭二而も御勝手次第可被成候、

一 御同姓主税殿・主計殿額髪御取候事、御勝手次第可然候、

一 御勝手御不如意ニ付簡略可被仰付旨致承知候、

一 御同苗遠江守殿屋敷近所明地之儀致承知候、地方へ被仰達候様ニ可被成候、持病氣ニ罷在不能即趣候、以上、

六月十七日

阿部豊後守

南部大膳大夫殿

文中に記される藩主重信の子息主税(政信)・主計(勝信)の元服時期から判断して、この書状は貞享二年(一六八五)のものと考えられる。筆者はこの書状が藩側の問い合わせ、伺いに対して「御頼の老中」がどのような対応を示したかを知る好史料と考える。

書状には、まず居城である盛岡城の城郭普請について記している。延宝七年(一六七九)七月十日付老中連署奉書⁽²³⁾によって、盛岡城の「従二丸西戌方土手」を石垣に改めること、新規の土留めの石垣を築き櫓門をつくること、三箇所二階蔵を建てること、「以連々普請可申付旨」と

され、この他に石垣一箇所の築き直しが認められた。しかし、將軍家綱が没し綱吉が跡を継いだため、家綱の代に願ひ出していた先の普請を改めて願ひ出、延宝八年（一六八〇）十月二十一日付老中連署奉書²⁴によって、新たに願ひ出た三丸の石垣二箇所の築き直しとともに許可された。ところが石垣破損箇所の修復は難航した模様である。この書状に記されているのは、この石垣と二階蔵の普請・作事について盛岡藩側が阿部に問い合わせて得た回答で、当初伺い出た際に「連々」の普請を行いたいと願ひ出、その旨の奉書が発給されたなら伺い出るには及ばず、そうでなければ改めて伺い出るべきとの見解を示した。

さらに参勤交代の在着御礼に派遣する使者について指示したり、子息の元服を「勝手次第」としたり、勝手不如意のため簡略を実施することを承知したり、分家の屋敷地の隣にある空き地について「地方」（この場合、町奉行所や代官所といった江戸市中ないし近郊の民政機関ではないかと考えたい）に斡旋すると述べたりと、盛岡藩から正武に対して多岐にわたる伺い・問い合わせ・申し入れが行われ、それに対して正武が指図を与えたり、尽力を約したりしていることが分かる。

引き続き、より具体的に事例を検討することによって、「御頼の老中」が幕藩間でどのような立場にあり、どのような役割を果たしていたのかをさらに検証しよう。

② 藩主交代時の対応

まず、藩主の交代に際して、「御頼の老中」がどのような対応を示したのかを、南部重信の隠居と子息行信の藩主就任の事例からみてみよう。元禄五年（一六九二）、この年が参勤年だった藩主重信（当時七十八

歳）は四月朔日江戸に到着、同十四日参勤御礼を行った。翌十五日、阿部正武は、旗本で幕府の御馬預をつとめる諏訪部成定²⁵に翌朝の来訪を促した。翌朝成定が正武に会うと、老齢の重信が自らの取り立てを厚恩に感じて隠居を願わないと聞くが、いささかも心苦しく思わず隠居を願ひ出るようにと内意を伝えられた。その日のうちに成定が重信にそのことを伝えると、重信は仰せの趣はかたじけなく存ずると述べ、近年老衰気味で、そのうえ当春は気力が優れないので、正武の指図通り隠居を願ひ出ようと思うと語った。

同月十九日、隠居御礼の際に將軍綱吉と御台所へ重信が献上すべき道具について、成定が正武の内意を聞いたところ、正武は前二本松藩主丹羽光重が隠居した時の献上品に準じるよう指示した。丹羽家は南部家と同じ城主大名であり、ほぼ同様の石高（丹羽家は十万七〇〇石、南部家は十万石）を領し、光重と重信は同じ極官（従四位下）でもある。つまり、この時点で類似の家格を有していたと思われる。阿部はこういった家格の類似にも配慮して、献上道具を丹羽家並みとしたと考えられる。

翌二十日、正武から成定に翌朝の来訪を促す手紙が届けられた。翌朝成定が阿部邸に赴くと、正武は重信が領地にある新田を子息政信と勝信に分与しようとして以前から願っていることをとりあげ、幕府から知行地を与えられるという形をとらずに分与を願うのは、自ら公儀から取り立てられた御恩²⁶を感じて遠慮しているのだから、兩人については公儀でなされようもあるし、家を継ぐ嫡子の行信も悪くとり扱わないだろうから、新田分与の願ひ出は無用にしたらよいと告げられた。成定は御馬の御用のこと寄せて盛岡藩の家老漆戸茂慶を自らの屋敷に呼び出し、このこと

を伝えた。漆戸からこれを伝えられた重信は正武の指図次第にすると諏訪部に伝えたとい⁽²⁵⁾う。

重信は隠居願を提出するに当たり、自身の名代を親族の牧野富成(奏者番、丹後田辺藩主)か青山幸督(奏者番、摂津尼崎藩主⁽²⁶⁾)のいずれに依頼すべきか正武に問い合わせた。正武は諏訪部を通じ、青山に依頼するよう指図した。同月二十三日に重信は正武の許へ留守居役を遣わし、近々將軍家の法事が始まるため今晚にでも隠居願を提出したいが、青山に差し出させるかどうか指図を受けたいと申し出た。正武からは、今日明日は延引し、二十五日の朝六つ半時に青山を差し遣わすよう指図があり、その指図通りの時刻に青山が阿部邸に赴き、この月の月番老中でもあった正武に隠居願書を差し出した。

重信の隠居と嫡子行信の家督相続は六月二十七日に認められた。この日の晩重信は正武に使者を送り、翌日の月次御礼に自身は登城しないが、行信はどのような対応をとればよいかたずねた。行信の家督相続は認められたものの、家督御礼が済んでいないことがこの伺いの背景にある。

正武は、重信が登城しないことについては届け出を行い、行信については月番老中に何うように指図した。指示通りにこの月の月番老中戸田忠昌に伺い出ると、行信は御礼前でも例月通り伺候するよう、また重信の出仕遠慮はもつともであるとの回答があった。

行信の家督御礼を前にして、正武は盛岡南部家の家老を呼び出し、七月朔日漆戸茂慶が正武の屋敷に赴いた。正武は、重信の家督御礼では家老が二度にわたって合計四人將軍に御目見を行っている。「御城御書留」に見えるが、その委細を書付にして持参するようにと命じた。御目

見の人数について家格相応の人数を設定するため、先例を調査しようとしたものと考えられる。翌日漆戸が書付を阿部邸に持参した。七月十一日には阿部家の用人から留守居に呼び出しがあり、留守居が阿部邸に赴いたところ、用人から明日隠居・家督御礼を行うこと、家老の御目見は二人とすること、なおこのことは大久保加賀守(忠朝、月番老中)より正式な触があるので、御礼の献上物については「兼々被仰聞候通」の内容で大久保に伺い出ること、御目見に出る家老の献上物は太刀・馬代金とするようにと指示があった。忠朝から登城召の奉書が届けられると、盛岡南部家では使者を忠朝の許に遣わし、隠居御礼をする重信の献上品、家督御礼の際の行信の献上品と、御目見する家老たちの献上物について伺目録を提出した。忠朝から伺い通りとの回答を得ると、使者は大久保邸から直接阿部邸に赴き、指示通りに忠朝へ伺い出たことを届け出た。

家督御礼も済んだ七月二十九日、正武のもとに盛岡南部家から使者が訪れ、昨晩重信が上屋敷から下屋敷に移り、入れ替わりに行信が今朝上屋敷に移転したが、このことを月番老中に報告すべきか否か内意を伺いたいとの口上を述べた。正武は「御内証」のこと、すなわち盛岡南部家内の出来事であるとして、届け出には及ばないと返答した⁽²⁷⁾。

以上、南部重信の隠居の経緯と阿部正武の関与の様子をみてきた。月番老中への正式な隠居届や幕府への儀礼の事前に「御頼の老中」との細かな折衝が行われていることがうかがえる。この話が示す問題について、もう少し検討を加えよう。

まず南部家と正武の間をつなぐ諏訪部成定の存在について考えよう。幕府御馬預である諏訪部家は、産馬地である盛岡藩と交渉が存在し懸意

になったと考えられる。だから御馬の御用という理由で盛岡南部家の家老がその屋敷に呼ばれる構図が成り立つ。正武が成定を介して自らの意向を伝えたのは、諏訪部が盛岡南部家と親密な間柄だからといえる。この諏訪部成定の事例は、いわゆる「懇意の旗本」といわれる人々がこの時期にも存在しており、公儀要人がその存在を知悉し、自分と大名家の間のルートとして用いた一例と捉えられるのではないか。

もう一つの問題は阿部正武がなぜこの問題に関与しているかという点である。正武は、重信が個人的に願っているだけで、正式に願い出たわけではない子息への知行地分与問題について、知悉し、意見を述べ得る立場にあり、諏訪部と盛岡南部家との関係を熟知している。さらに当事者である重信はその指示や意見を無条件で採り入れている。これらの情報を一手に握り、幕府との関係を考慮に入れて指示を出せるのは、「御頼の老中」の立場にある正武を置いて外にはない。この重信の隠居と行信の家督相続に対する正武が行った種々の指示とアドバイスは、彼の「御頼」という立場による「指南」と考えてよいだろう。

③ 藩主死去時の対応

宝永四年（一七〇七）十一月、盛岡藩主南部信忠は在所で痲瘡に罹病した。藩では十一月二十八日飛脚を江戸に立て病状を通知した。十二月五日、老中土屋政直の「御取次中」に盛岡藩留守居役関新右衛門から、信忠の病状と幕府の「御医師衆」派遣を希望する内容の書付を提出して政直の指図を依頼した。これは政直が「御頼の御老中様」だったため取られた措置であった。土屋家の取次は留守居に対して、すでに登城している政直にこの情報を伝えるので、晩に再び土屋邸を訪ねるよう伝えた。

晩になり関が再び出頭すると、書付の趣は承知した、医師の派遣については遠慮なく願い出るよう、なおその折には相談するようという返答を得た。土屋邸を辞した関は、月番老中秋元喬朝の許に赴き、信忠の病状、医師派遣の願い出、及び政直の指示を口上で申し出ている。

十二月六日、盛岡南部家では公儀医師平賀玄純の派遣を願い出た。この際の手続きをみると、盛岡より使者が派遣され、この日関が同道して政直の許に赴き、口上で医師派遣を申し出、さらに口上書を差し出して。政直から月番老中に申し出るように指示があり、使者と関はその足で月番老中秋元喬朝の許に赴き、正式に医師派遣を願い出た。喬朝は登城して他の老中と相談すると返答した。夜に入り喬朝の用人から関の許に使者を連れて出頭するようにとの知らせがあり、喬朝の屋敷に赴くと、医師派遣を許可する旨、達があった。決定がなされる過程として、「御頼の老中」が指示を出したのち、月番老中に正式に願い出て、城中での合議を経て正式に許可が下りるといふ形が採られたことがわかる。

公儀医師の派遣を願い出たのを受け、当時江戸に滞在していた藩主の弟主馬（信応、後の藩主利幹）は看病のため下向したいと希望し、親族である八戸藩主南部通信に相談したところ、内証で下向することに疑義が生じたため、留守居役佐藤勘助が土屋邸に赴き、土屋家用人小笠原隼之助に問い合わせた。その結果土屋に書付を提出して指図を願い出ることになり、小笠原から書付の案文が佐藤に渡された。案文の内容を要約すると、主馬は將軍への初御目見が未だに済んでいないが、信忠の仮養子でもあり、下向してよいか内意を伺いたいというものである。佐藤はその案文通りの書付を作成し小笠原に渡した。すると、政直から、主馬

は御目見も済んでいないので正式に願い出るには及ばず、勝手次第下向するように、なお幕閣の人々には政直から伝達するとの返答を得た。

信恩の病状はたびたび政直の許に報告されている。これらの病状報告の様子をみると、政直は病状に変化があった場合のみ月番老中に申し出るよう指示を出しているようである。すなわち政直は、もたらされる病状を、自分の判断で取捨選択して、重要な情報のみを御用番に伝えるよう指示していたのではないかと考えられる。

さて、信恩の病状が勝れないため、万一に備えて、正式に主馬の養子願を差し出すことになり、国元から「御養子御願之使者」と共に信恩の印が捺された「御頼御口上書」が江戸にもたらされた。この口上書には宛所が記されず、提出の際このまま差し出してよいか通信に相談するよう国元から申し越したため、通信は本家が懇意にしている旗本小笠原広高⁽²⁰⁾に相談し、「口上書二者御宛所無之か能御座候」ということになった。十二月十五日朝、通信と国元からの使者、そして留守居役佐藤勘助が土屋邸に赴き、同所で小笠原と合流して、口上書に使者の口上を加え土屋家人に申し出た。用人は早速政直に言上するため口上書の写を作成し、正本は月番老中へ提出するよう指図して返却した。四人はさっそく月番老中秋元喬朝に口上書を差し出して、正式に願い出ている。

信恩死去を届け出るために使者が江戸に到着したのは十二月十五日である。届け出について通信に相談し、土屋家人の内意を得るよう命じられたため、留守居役佐藤勘助が土屋邸に赴き、用人と対談して届け出の様式について尋ね、主馬の名前で届け出るのが妥当との感触を得たため、口上書の形式で届書が作成された。土屋邸から戻った佐藤は国元か

らの使者を連れ再び土屋邸に赴き、口上書を土屋家人のもとに提出した。すると「笑止」の旨が伝えられるとともに、月番老中秋元喬朝、西丸月番老中本多正永にも伺候するように指示があり、直後に使者と佐藤が両者に伺候している。遺骸の処置については政直のもとに留守居役が伺候し、「御勝手次第御取仕廻候様」に達せられた。また十二月十九日には、政直から主馬が定式五十日の服忌に服すよう指示された⁽²¹⁾。

ここで見られる「御頼の老中」土屋政直の役割は、阿部正武同様、盛岡南部家に対して指示・助言を与えるもので、折々の病状の報告は指示・助言、そして「取次」行為の参考資料になったと考えられる。小笠原広高のような懇意の旗本の果たす役回りは、ここでは藩・大名家側に呼ばれ、願い出の前に相談に預かって助言し、さらに盛岡南部家の使者に指し添え人として形式的に付き添う程度に止まっている。

ここで注目されるのは、土屋家の用人・「御取次衆」といわれる人々の動きである。実際の折衝の任に当たり、留守居役からの情報を主君である政直に伝えたり、折衝の中で届け出の細かな様式について指示を与えたり、提出すべき書付の案文を作成したりと、彼らが交渉に深く関与していることがわかる。無論こういった動きは正式な届け出の事前に行われた内々のことであるが、老中の家の用人が、主人を「御頼」として頼っている大名に対して便宜を図っている点、さらに公儀への届け出の方法について熟知していることなど、幕藩関係にとって彼らが必要不可欠な存在だったことは否定できないだろう。

④ 飢饉と「御頼の老中」

元禄八年（一六九五）、いわゆる「元禄の大飢饉」が発生し、盛岡藩

にも大きな被害が及んだ。この飢饉の状況については菊池勇夫氏がその著書で詳細に言及されている⁽³²⁾。またその折の盛岡藩藩政史料は細井計氏によって紹介されており、その中には阿部に差し出された口上書なども含まれるが、深い検討はなされていない⁽³³⁾。そこで筆者は、この事例における盛岡南部家の「御頼の老中」阿部正武の動きを検討したい。

まず、不作の状況を伝える十月十五日付の書付が盛岡から江戸に送られた。この書付では、冷夏のため年貢収納が減少し、また領民の食糧確保もおぼつかないとし、さらに家臣の知行地も生産皆無の地が多いと述べている。この書付はまず「御内意」を伺うため正武の許にもたらされ、その「思召」を聞いた上で、月番老中大久保忠朝に提出された。

十一月二十五日、阿部邸に出頭した藩主嫡子南部実信に対して、領内不作に付き、明年の行信の参勤を免じる旨の老中御書付が渡された。盛岡南部家では「御請御札御使者」を江戸に遣わし老中連名宛の請書を提出すると共に、行信の自筆書状が正武に差し出された。それによって参勤御免に至る経緯をみると、損亡書付を正武に提出したのち、老中間で相談がもたれ、結果が將軍綱吉の上聞に達し、参勤御免が決定されたという。行信はこれを「偏尊前様御口入与過分至極奉存候」、すなわち参勤御免が実現したのは阿部の尽力によるものと感謝している⁽³⁴⁾。正武は、盛岡南部家から提出された損毛書付にもとづき、老中合議の席で行信の参勤御免を提起し、議論をリードして決定に持ち込んだと考えられる。

盛岡南部家ではさらに正武の力を得ようとした。盛岡南部家の江戸留守居役は、隣藩弘前藩でこの飢饉を乗り切るための拝借米を公儀から得たという情報をつかんだ⁽³⁵⁾。盛岡藩でも拝借米を得ようと考え、江戸に使

者を送り、「御頼の老中」である正武の「御内意」を得ようとした。しかし、事前に盛岡南部家が懇意にする旗本中山勝阜・松平正方に相談したところ、彼らは「拝借之例無之義二候」とし、さらに弘前藩への拝借米は公儀より命じられたことであり、正武には申し出ない方がよいと主張した。結局、彼らの意見を入れ、拝借の話は沙汰止みとなった⁽³⁶⁾。「懇意の旗本」達の影響力が強く働いた形である。このように公儀に対して重要なことを願う場合、「御頼の老中」の内意を伺う前に懇意の旗本の意見を聴取することもあったようである。

盛岡南部家は飢饉の状況を正武の用人のもとに刻々と伝えていく⁽³⁷⁾。その中には、急いで伝達するほどのことでもないが、もし正武から尋ねられるようなことでもあったら、用人から正武に取り次いでくれるように述べている書付もある⁽³⁸⁾。用人へ情報を伝えたのは、用人が正武に盛岡南部家からの情報を取り次ぐことを期待した動きだったと理解される。

盛岡南部家では、翌年十月十二日付で、当年の作柄がよく、検見の結果年貢の納入も「大分不苦」様子となり、ひとえに昨年の正武の取り持ちによる参勤御免のためだとして「当作毛有之儀御書付」を十月二十九日に正武の用人石山嘉右衛門のもとに差し出した。石山は正武に書付を見せ、「毎度被人御念被仰聞之趣承知被成、当作宜御座候段御満足被成之旨」という正武の言葉を伝えた⁽³⁹⁾。

以上、元禄の飢饉の際にあたって、正武はその「御頼の老中」という立場から盛岡南部家に対して指示・助言を与えたり、南部行信の参勤御免を働きかけて実現にこぎ着けたりしていることがわかる。さらに飢饉の情報を盛岡南部家から書付という形式で入手しているが、これは指

示・助言を与える際の参考としたり、正式に届け出が出され、老中合議の場にそれが持ち出された際に、「御頼の老中」として盛岡南部家の立場を伝えるためにも必要なものではなかったかと考えられる。

ここまで見てきたように、「御頼の老中」は、大名家に対して種々の「指南」を行っていることがわかる。また、指示を行う際には「懇意の旗本」の人々と連絡を取りつつ事を進める場合もあるようである。「懇意の旗本」の果たす役回りも、いまだに幕藩関係を維持するうえで重要な存在であったといえよう。ただし、大名家の意向を全面的に体して公儀に取り次いでいた「後見」のようなスタンスをとるわけではなく、正武に呼ばれてその意向を伝えたり、藩側に求められて、願い出を提出する以前に内々に相談に預かって助言をしたり、使者の介添えをするといった存在に転化しているといえよう。

この「御頼の老中」という慣習は、宝永六年（一七〇九）に終止符が打たれる。二月八日の大目付廻状により、幕府は「只今迄御用向御頼銘々有之候得とも、相止候間、向後御用番之御老中江相伺候様」命じた。さらに二月晦日には献上物・祝儀・贈り物の規制と共に「願等之儀者月番老中・若年寄中、其外頭之支配々江勿論可申達候、外之向方不依何事願之儀一切申達間敷候事」という触⁽⁴³⁾が出され、願意のある場合は支配の人々に直接提出することが定められた。これらの結果「御頼の老中」の慣習が規制され、大名家の場合、伺い・願い出などの窓口は月番老中へ集中することになったのである。

この慣習が廃止されたのは、徳川綱吉の死、そして家宣への政権交代が契機になったのではないだろうか。そして、綱吉政権が旗本の後見を

否定したように、家宣政権も、代替わりを契機に従来の慣行を否定し、將軍の意志がよりダイレクトに大名家側に反映すること、そして「御頼の老中」が大名家側の意向を取り入れ、彼らに有利な方向のみに政治が展開し、幕藩体制が揺らぎ出すことを恐れたために「御頼」を否定したのではないかと考えたい。

三 他大名家の場合

前節までは、元禄時代までの盛岡南部家の「御頼の老中」や「懇意の旗本」の事例について検討してきたが、これらの事例は特殊なものではないといえるかという普遍性の問題が残されている。そこで筆者は、同じ時期の他大名家が幕藩関係においてどのような人的要素を有していたのか、言及しておきたい。

筆者は二本松藩主丹羽家の年譜⁽⁴⁴⁾から、丹羽家にも懇意とする特定の旗本や幕府要人が存在し、彼らに対して正式な届け出以前に内意を伺ったり、暗に意向を問い合わせる行為も見いだした。

たとえば、寛文元年（一六六一）、藩主嫡子丹羽長次の叙爵の際、父光重から渡された覚書⁽⁴⁵⁾には、將軍家との関係や幕府との交渉は、「聞番」（江戸留守居役）のものが絶えず心懸けておくべき事柄であり、自家と釣り合った資格を有する他家の並に従うよう、そして留守居が判断の付かない場合には幕府要人の久世広之や「懇意の旗本」と見られる安藤治右衛門に相談するよう命じ、さらに老中の許を訪問する場合は、さきの安藤治右衛門や安藤同様「懇意の旗本」と見られる坂部三十、酒井采女のいずれかを同道すること、さらに「脇々」の人物を訪問する際に

も彼らの他「心安衆」を帯同するよう命じている。

本稿で取り上げてきた時期における丹羽家の「御頼の老中」は、久世広之↓戸田忠昌↓秋元喬朝⁽⁴⁶⁾と移行した模様である。寛文十一年(一六七二)四月二十七日、仙台藩奉行原田宗輔が大老酒井忠清の屋敷において同藩の一門伊達宗重を殺し、自身も酒井家家臣に討たれた際、病の床にあつた丹羽光重は、久世広之に対して領地二本松に戻るべきかどうかの指図を内々に乞うた。久世は光重の老中の判断を求めた処置を是認した上で、自身が月番老中にあたるため、内証の申し越しを各老中に伝達すると伝え、その後忠清にこの件を伝えたところ、変わったことは起こらないだろうから、このまま逗留し、出立できるようになったら発足するよう指図するとの回答があつたことを光重に伝えている。また、元禄四年(一六九二)丹羽長次が夫人の足痛療養のため箱根塔ノ沢への湯治を願ひ出た際⁽⁴⁷⁾には、「懇意の旗本」の一人であろう戸田権兵衛⁽⁴⁸⁾という旗本に対し、戸田忠昌の内意を得るべく取り次ぎを依頼し、権兵衛が内々に忠昌の意向を聞き、勝手次第湯治に赴くようにと伝えられ、それが権兵衛から書状で長次にもたらされている。

つぎに仙台藩主伊達家の事例を見てみよう。伊達家の親族である稲葉正往が伊達綱村に宛てた書簡⁽⁴⁹⁾によれば、頃日大老の堀田正俊のもとに赴き「対話」した際、堀田は「老中之内御頼候方」が無いことを指摘し、自分は「細成公用御免」という立場でもあり、話を持ち込まれても「難申出義」もあるとして、老中のうちより御頼を依頼するのはもつともだと述べた⁽⁵⁰⁾。正往が「豊後殿(阿部正武)」はどうかと尋ねると、堀田は賛意を示した。正往は書簡の中で、伊達家が使者を派遣して阿部に依頼

するよう勧めた。さらにこの経緯を綱村の舅である父の正則にもこれを伝えると、「御頼被成候老中有之義、御為ニ能御座候」と語つたとも記している。すなわち「御頼の老中」を持つことは、大名家(この場合は伊達家)のためにも良いことと考えられていたのである。

この書簡から、「御頼」はあくまでも藩側が依頼する形を取るものであつて、幕府の職制として存在しているものではないこと、老中の中でも「細成公用」に携わるものに「御頼」が依頼されることがわかる。

「細成公用御免」とは、「鎖細の職掌にあづかる事みなゆるされ」、すなわち大老が重要な行為のみに従うということではなからうか⁽⁵¹⁾。老中は「老中職務定則」⁽⁵²⁾で定められているように、大名から將軍・幕府に願意や届け出することに携わつており、またその他の定められた職務においても、「御頼」を依頼した大名への便宜を図ることは可能だろう。「御頼」を依頼する要素としては、この他に、大名家と老中との血縁・親族関係や、屋敷の近隣関係といった普段からのつきあいの程度といった点が想定されるが、こういった点についてはさらに検証が必要であろう。

以上、丹羽・伊達両家の事例を検討したが、それらを通して、この時期の「御頼の老中」や懇意の旗本の存在は盛岡南部家の特殊事例ではなく、他家にも存在するということが、さらに「御頼の老中」を選ぶ際には依頼する条件・要素らしきものがあつたと考えられること、そして彼らの存在が幕藩関係の維持に重要な要素だったということを指摘することができる。

おわりに

これまでみてきたように、豊臣政権下からみられる「取次」や「指南」の慣習は、江戸時代に入っても当初は「取次の老中」や「懇意の旗本」たちによって継続されていた。本稿で取り上げた家綱政権下から元禄時代の時期になると、大名家側が特定の「後見」や「御頼の老中」、「懇意の旗本」などの連携を保っていたことが明らかにになった。しかし、その形態を見ると多少の変化が見られ、幕府によって幕藩間のルールが徐々に制限されるなかで、当初のように特定の老中や旗本を頼って藩・大名家の意向を将軍に届けるシステムは変化を迫られていたとみられる。正式な公儀への届け出の場合は、「御頼の老中」の指示があった後月番老中に対して行われており、公儀への正式な届け出ルートは月番老中を通してのものだったといえる。また「御頼の老中」は、老中合議の席に藩の意向をもたらすことはあっても、山本氏のいう「取次の老中」のように将軍に意向を披露することが出来たかどうかは今回用いた大名家の史料からは確認できない。少なくとも今回目にするものの出来た史料からは、「後見」・「御頼の老中」・「懇意の旗本」の役割が、「取次の老中」や初期の「懇意の旗本」が果たしていた役割に比べて、幕藩体制が円滑に機能するように、伺いや届け出の前に内々の「指南」を与えるという形に変化していったといえる。

本稿の最後に、いくつか残された問題点について、筆者なりの考えと今後の研究にあたっての展望を述べておきたい。

まず、老中と将軍の関係である。大名からの願意を老中が合議の上とりまとめ、そののち、形式的にしる、あるいは自らの意見を述べるにしろ、将軍が最終的に断を下すことになる。その際將軍への「取次」がどのように行われていたのかについては、今回検討した大名家側の史料に見出すことができなかった。將軍と老中の関係の検討は、幕藩間交渉の究極的な解明のために必要となる課題であると思われる。

また、大名家側の立場からだけではなく、願書や伺書を差し出される老中の側からも、願意や伺いがどのように処理されていたのか、検討する必要がある。さらに、手続き上の側面からの問題として、届書・伺書などの古文書学的な検討もより一層必要になってくるだろう。

さらに、「御頼の老中」・「懇意の旗本」と大名家の関係構築がどのように行われたのか、はつきりしない。今回盛岡南部家と「懇意の旗本」たちとの関係については筆者の推論を述べたが、それが正しいかどうか検証する必要がある。また「懇意の旗本」が幕府内でのような地位を占め、幕府要人とのような関係にあるのかも解明する必要がある。盛岡南部家に限らず、他の大名家においても、これらの点を解明するには、親疎・縁戚・血縁などといった大名同士や大名・旗本間の交際という問題もからめて、より広く捉えて考える必要があるのではないか。

元禄期以後の幕藩関係のシステムについての展望も述べておきたい。保谷徹氏は文政から慶応年間にかけての上田藩から幕府に提出された文書の検討を行うなかで、それに関与する人々についても指摘している。それによると、願書や届書の提出以前に事前工作が展開され、重事に関わる願書や届書は、この時期にも存在していた取次の大名・旗本が依頼

を受け差し出していたという。しかし、彼らの役割は非常に限定されたもので、儀式化・形式化していたという。また文書の提出先である月番老中は文書を事前に内覧し、表だつて提出するように回答していたという。⁽²⁾この月番老中の行為はかつて「御頼の老中」が行っていたことであり、「御頼の老中」の廃止とそれに伴う月番老中の立場強化によって移行したものと考えられる。しかし、願書・届書提出以前に事前の下工作が行われていることからわかるように、公儀に対する藩側のアプローチは決して一つではない。これらのルートを活用することで藩側にとっては願い出、届け出、請願の効果がより確実なものとなった側面も否定しきれない。⁽³⁾したがって、これらのルート、アプローチについての検討が必要になるだろう。無論、先ほど挙げた種々の問題点についても、時期の違いによる変化があるのかどうか検討していく必要がある。

本稿は家綱政権下から元禄時代、そして家宣政権に入つて「御頼」の存在が否定されるまでを盛岡南部家の事例から検討したが、残された点も非常に多く、さらに保谷氏が検討した幕末期のシステムまでの間に架け橋となる研究も必要であろう。筆者も今後さらに何らかの形でそれと言及できればと考えている。

注

- (1) 山本博文「豊臣政権の『取次』の特質」・「豊臣政権の『指南』について」(いずれも『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇所収)、『江戸お留守居役の日記―寛永期の萩藩邸』(読売新聞社、一九九一)、『江戸城の宮廷政治―熊本藩細川忠興・忠利父子の往復書状』(同、

一九九三)、田中誠二「藩から見た近世初期の幕藩関係」(『日本史研究』三五六、一九九二)。

(2) 高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』(角川書店、一九九九)。

(3) 長谷川成一「文禄慶長期津軽氏の復元的考察」(同編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会、一九八四)、その他、例えば斎藤司「豊臣期関東における増田長盛の動向」(『関東近世史研究』一七、一九八四)、国重顕子「秀吉の国内統一過程における小西行長」(『箭内健次編』鎖国日本と国際交流』上、吉川弘文館、一九八八所収)、横田信義「近世初期の將軍と大名」(『國學院雑誌』八九一十一、一九八八)、吉村豊雄「初期幕藩関係の人的構成―細川氏を中心に」(『藤野保先生還暦記念会編著』『近世日本の政治と外交』雄山閣出版、一九九三所収)、鍋本由徳「慶長期における徳川秀忠家臣と西国大名―細川忠興・忠利を事例として」(『史叢』五七、一九九七)。長谷川・斎藤・横田各氏を除けば西国大名を対象とした研究である。

(4) 福井敏隆「支配機構の一考察―寛文・延宝期を中心として」(既出『津軽藩の基礎的研究』所収)、村井早苗「寛文期のキリシタン禁制についての一史料―幕閣と臼杵藩との交渉」(『史艸』一七、一九七六)、深井雅海「元禄―正徳期における『側用人政治』―柳沢吉保と間部詮房の伝達・取り次ぎ機能を中心に」(『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一所収)、石川隆一「十七世紀秋田藩の対幕府関係における一側面」(『一橋論叢』一一一、一九九四)、福田千鶴「幕藩政治史上の越後騒動」(『上越市史研究』三、一九九八)、吉田真夫「近世大名の強制隠居―仙台藩主伊達綱村の事例から」(『歴史』九一、一九九八)。

(5) 藤木久志「中世奥羽の終末」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八所収)、「関東奥両国惣無事令の成立」

- (5) 『豊臣平和令と戦国社会』 東京大学出版会、一九八五所収)。
- (6) 天正十七年八月二十日付南部信直宛前田利家書状(盛岡市中央公民館蔵)。
- (7) 文禄二年十一月二十日付浅野長吉・同幸長宛豊臣秀吉領知判物(『大日本古文書 家わけ二 浅野家文書』 東京大学出版会、一九七九覆刻、五四〇ページ所収)。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』八(統群書類従完成会、一九六五)一一〇―一二ページ参照。なお以下『新訂寛政重修諸家譜』は『寛政譜』と略記し、発行所の記載は省略する。
- (9) 『奥瀬家日記抜書』(盛岡市中央公民館蔵)。
- (10) 南部家のこの言葉の使用例を見ると、差出人が藩主名で老中全員が宛所となった書状・届書・伺書に用いられている。なお、この御連状の内容は高国死去の届け出と、その後の始末について問い合わせるといった二つの意味合いを併せ持った書と考えられる。
- (11) 「雑書」(原本盛岡市中央公民館蔵)延宝三年十二月二十四日条。なお以下本稿で「雑書」を用いる場合は、雄松堂マイクロフィルム出版制作・販売のマイクロフィルムによった。
- (12) 教勝は安房国朝夷郡・上総国天羽郡において六千石を領し、小姓組番頭、書院組番頭(西丸付、のち本丸付)、大番頭と番方の要職を歴任し、留守居をつとめた後、寄合となっている(『寛政譜』十一、一九六四、三九三ページ参照)。
- (13) 『寛政譜』十一、三九二ページ参照。
- (14) 既出『江戸お留守居役の日記―寛永期の萩藩邸』四二―四九ページ。
- (15) 岩手県教育委員会事務局文化課編集『岩手県文化財調査報告書第八三集 岩手県戦国期文書Ⅱ』(岩手県教育委員会、一九八七)五七ページ。
- (16) 既出深井論文。
- (17) 「公用 御吉事」(盛岡市中央公民館蔵「吉凶諸書留」のうち)及び「雑書」同年十二月七日条。
- (18) 「雑書」延宝九年四月五日条。
- (19) 『寛政譜』十(一九六四)一九一ページによる。
- (20) 藤根吉当については岩手県立博物館編集『岩手の古文書』(財団法人岩手県文化振興事業団、一九八九)表紙・扉題字の解説にくわしい。
- (21) 既出『江戸お留守居役の日記―寛永期の萩藩邸』三三―四二ページ。
- (22) 「雑書」貞享二年十月朔日条に政信の、また同年十一月十四日条に勝信の元服に関する記事が見える。それによれば政信はこの年九月二十二日、勝信は十一月三日に、それぞれ江戸において元服している。
- (23)・(24) いずれも盛岡市中央公民館蔵。
- (25) 諏訪部家については、『寛政譜』六(一九六四)一四八―一五三ページ参照。
- (26) 重信が感じている取り立ての御恩(史料原文に拠れば「大膳殿段々御取立御厚恩之儀ニ候故」とは、寛文四年(一六六四)の盛岡・八戸藩分割相続(新規取立)や天和三年(一六八三)の十万石高増、自身の従四位下昇進などを指すと思われる)。
- (27) 「御系譜」義(岩手県立図書館蔵)所収。
- (28) 牧野は嫡子英成の室が南部分信の娘(『寛政譜』六、一九六四、二八六―二八七ページ)、青山は室が行信の娘(『寛政譜』十二、一九六五、九五ページ)であった。
- (29) 以上重信の隠居と行信の家督相続については、横川良助「内史略」前十(岩手県立図書館編集『岩手史叢一 内史略(一)』岩手県文化財愛護協会、一九七三、五五―五五五ページ)、前出「御系譜」義による。
- (30) 小笠原広高は、万治元年(一六五八)に家督相続、小普請入り、その後書院番、御徒頭、目付を歴任、元禄十二年以来御先弓頭の職にあった。

後に鑓奉行となっている(『寛政譜』四、一九六四、六三〜六五ページ参照)。

(31) 南部信恩の罹病から死去に至る土屋との交渉経過は、「雑書」宝永四年十二月十六日・二十日・二十一日・二十六日条、「久信公江府御留守留拔書」(盛岡市中央公民館蔵)によった。

(32) 菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館、一九九七)。

(33) 細井計『盛岡藩領における元禄八年の飢饉』(『岩手史学研究』八〇、一九九七)。

(34) 「元禄八年御在所留書」(盛岡市中央公民館蔵)による。

(35) 弘前藩への拝借米貸与については、既に浪川健治氏によって言及されている(「津軽藩政の展開と飢饉―特に元禄八年飢饉をめぐって―」『歴史』五二、一九七九)。それによれば、弘前藩は元禄八年九月二十三日に老中へ領内不作を通知し、十月十七日幕府から弘前藩に対して拝借金(米)貸付を内示、十一月十日に「領内損亡」に対する「夫食御米」として、米三万俵の名目で八四〇〇両を三カ年賦で返済する内容で貸与された。

(36) 中山勝^{かつら}卓・松平正方は御先鉄炮頭(『寛政譜』一、一九六四、一九八ページ及び同十二、一九六五、二四八〜二四九ページ参照)。なお原史料には「松平五郎左衛門」とのみ記しており、同時期に同じ五郎左衛門を称する人物が松平正方の他にもいるが、筆者は中山勝卓と松平正方が同役の御先鉄炮頭であることに注目したい。御先手は「諸大名之名代をつとめ、取持引まはしをする」(『青標紙』、『古事類苑 官位部三』吉川弘文館、一九九六、一七九ページ所収)立場にあると後に記されており、当時からこのような役割を担っていたことも考えられることから、松平正方を松平五郎左衛門に比定した。大名と御先手をつとめる旗本の関係についてはさらに検討が必要かと思われる。

(37) 懇意の旗本たちが、このような藩側から願ひ出での拝借米の事例がないということ述べたものと考えるが、その実否は不明であり、今後の検討課題としたい。

(38) 市原篤^{あつ}馬「篤^{あつ}馬家訓」二卷ノ二(岩手県立図書館蔵)。

(39) 藤根吉当「凶年記」(盛岡市中央公民館蔵)所収元禄九年二月二十九日・六月二十九日付「口上之覚」。

(40) 「口上之覚」(盛岡市中央公民館蔵「元禄九年正月ヨリ同十年正月迄行信公御在所留書」所収)。なお、この「口上之覚」は元禄九年正月二十九日に国元から江戸に送られた。その後江戸藩邸では一部留守居役が文言を訂正した上で、持参する日の日付が書き込まれている。

(41) 前出「御系譜」義所収。

(42) 「公用御願御届 公用 公儀江御使者」(盛岡市中央公民館蔵「書留」のうち)。

(43) 「教令類纂初集」三十五(『内閣文庫所蔵史籍叢刊 二二 教令類纂初集(一)』汲古書院、一九八二、六四九〜六五〇ページ)。

(44) 二本松市編集・発行『二本松市史 五・資料編三近世二』(一九七九)所収。なお以下出典を明示する際には『市史』と記す。

(45) 「四之附録」(内題「長次公年譜附録」、『市史』一八七ページ)。

(46) 久世の死去(延宝七年、一六七九)から戸田の老中就任(天和元年、一六八一)まで多少間隔が存在するが、その間における「御頼の老中」の存在について、用いた史料からは確認できなかった。

(47) この経緯については、「三之附録」(内題「光重公年譜附録」、『市史』一五三ページ所収)。

(48) この経緯については、前出「四之附録」(『市史』一九四ページ所収)。

(49) この人物について、注(48)史料では「于時御先手成へし、其訳不詳」とする。

(50) 年不詳六月九日付稲葉正往書状(『大日本古文書 伊達家文書』五、六〇七〜六〇八ページ、二二〇五号文書)。正往は正則の子息。伊達綱村室の兄。

(51) 江戸時代初期の大老である酒井忠勝は、老中奉書で公式な命令が出ている事項に対して、自身の書状で細部にわたる指示を出していることが小池進氏の研究によって明らかにされている(「成初期江戸幕府『大老』に関する若干の考察―酒井忠勝を中心にして―」、『東洋大学文学部紀要』第四一集・史学科篇Ⅷ、一九八八)。同じ大老でも、時代が異なる酒井と堀田の対応には差が認められ、この点について大老の役割とからめての検討が必要のように思われる。

(52) 引用部分は「大猷院殿御実紀」寛永十五年(一六三八)十一月七日条(『新訂増補国史大系 徳川実紀』第三篇、吉川弘文館、一九七六、一六ページ)。なお、既出小池論文では、酒井忠勝が大老就任によって「細成御用」を免じられた点につき、奉書加判や申し渡し伝達への関与は激減したが、行為に威厳をもたらすような重要な事態には加判や申し渡しなどに列席していることを指摘している。

(53) 『徳川禁令考』前集二(創文社、一九五九)七五一号(一四二ページ)。

(54) 既出田中論文の所説による。

(55) 保谷徹「大名文書の提出―受理システムと老中の回答―上田藩松平家文書「日乗」の分析から―」(研究代表者加藤秀幸『近世幕府文書の古文学的研究』、平成三年度科学研究費補助金一般研究(B)研究成果報告書、一九九二所収)。

(56) この点について筆者は、「文化年間における盛岡藩への拝借金―その貸与と返納について―」(『日本歴史』六二〇、二〇〇〇)で、老中以下の幕府役人・諸大名を巻き込んだ事前交渉と決定への関与について触れ

たので、参照されたい。

付記 本稿の作成に当たっては、沼田哲先生、大野瑞男先生からご指導

・ご意見をいただいた。また史料所蔵者各位には閲覧の際便宜を図っていたいただいた。特に記して深く感謝申し上げます。

(ちば・いちだい 青山学院大学大学院博士後期課程)

別表 元禄時代における盛岡藩と「御頼の老中」の交渉

No.	年	月日	盛岡藩主	御頼の老中	交渉・届け出・伺出・申し入れ事項	指示・対処	月番届出	典拠史料
1	天和3(1683)カ	6/24	南部重信	阿部正武	盛岡城石垣修築について	○	—	阿部正武書状
2	貞享2(1685)	4/11	"	"	子息・孫の老中廻勤について	○	—	「実信公御一代記」 「内史略」
3	"	6/17	"	"	盛岡城普請、在着使者、子息元服、簡略実施、分家屋敷近辺の空き地について	○	—	阿部正武書状
4	元禄2(1689)	6/カ	"	"	家老職任命に内意を与える	○	—	「雑書」「内史略」
5	"	10/19	"	"	江戸上屋敷での犬の取り扱いについて	○	—	「雑書」「書留」
6	元禄3(1690)	11/カ	"	"	南部実信御額・御袖直について	○	—	「雑書」
7	"	12/28	"	"	南部実信袖留・来春より騎乗にて登城	○	—	「内史略」
8	元禄4(1691)	正/23	"	"	南部実信五節句登城について	○	—	「実信公御一代記」
9	"	8/9	"	"	在着使者到着、その応対について	○	○	「雑書」
10	"	9/10	"	"	南部家家老面会への御礼について	—	—	「書録集」下
11	"	9/25	"	"	南部実信五節句登城について	○	—	「実信公御一代記」
12	"	10/3	"	"	馬差し出しにつき届け出	×	○	「御在所留書」
13	"	12/13	"	"	年頭祝儀使者派遣、指図を依頼	—	—	「御在所留書」
14	元禄5(1692)	4/16	"	"	正武、重信に隠居を勧める	○	—	「内史略」
15	"	4/19	"	"	隠居御礼献上道具について	○	—	「内史略」
16	"	4/	"	"	御内献上について	○	—	「読書集」
17	"	4/21	"	"	重信子息分知について	○	—	「内史略」
18	"	4/23	"	"	隠居願書提出時期、願書持参者について	○	—	「内史略」
19	"	6/27	南部行信	"	翌日の重信・行信月次御礼出席について	○	○	「内史略」
20	"	7/11	"	"	隠居・家督御礼献上物について	○	○	「内史略」
21	"	7/29	"	"	重信・行信転居届	○	×	「内史略」
22	"	12/5~6	"	"	南部実信前髪執とその御礼について	○	—	「実信公御一代記」
23	"	12/19	"	"	南部実信受領名届け出	—	○	「実信公御一代記」
24	"	12/カ	"	"	家臣乗物・駕籠使用御免について	○	○	「雑書」「書留」 「内史略」
25	元禄6(1693)	6/10	"	"	南部実信嘉祥登城について	○	○	「実信公御一代記」
26	元禄7(1694)		"	"	南部勝信縁組について	—	×	「雑書」 「八戸江諸事之次第」
27	元禄8(1695)	4/16	"	"	二男信忠を家臣の養子とする件について	○	×	「書留」
28	"	10/15	"	"	領内不作について	○	○	「雑書」「御系譜」
29	"	12/4	"	"	参勤御免への取りなしについて御礼	—	—	「御在所留書」
30	元禄9(1696)	2/カ	"	"	不作による餓死者について	—	—	「御在所留書」
31	"	2/29	"	"	不作による餓死者・救恤について	—	—	「凶年記」「篤馬家訓」
32	"	6/29	"	"	飢饉による領民救恤状況について	○	—	「御在所留書」「凶年記」
33	"	7/3	"	"	降雪風聞についての報告	—	—	「書留」「篤馬家訓」
34	"	10/29	"	"	検見の結果報告	○	—	「御系譜」
35	"	11/10	"	"	当年の作毛について	—	—	「御系譜」
36	元禄11(1698)	6/14	"	"	八重姫祝儀への重信登城について	○	—	「書留」
37	元禄12(1699)	12/27	"	"	不作・物成減少について	○	—	「書留」「篤馬家訓」
38	元禄13(1700)	正/	"	"	奉書請書差し出し先について	○	○	「行信公・実信公叙位記」
39	"	正/13	"	"	官位昇進の祝儀に招請、祝儀余興演目について	○	—	「行信公・実信公叙位記」
40	元禄14(1701)	2/	"	"	参勤の際、二男信忠同道を促す	○	×	「久信公怡統記」
41	"	4/29	"	"	二男信忠嫡子願書式について	○	—	「久信公怡統記」
42	"	5/5	"	"	南部信忠乗物使用・二本道具使用について	○	×	「雑書」「久信公怡統記」
43	"	5/18	"	"	南部信忠縁組について	○	○	「雑書」「久信公怡統記」
44	"	5/25	"	"	南部信忠月次出仕願提出について	○	○	「久信公怡統記」
45	"	7/12	"	"	信忠婚儀御礼献上品について	○	○	「久信公怡統記」
46	"	9/7	"	"	遠野水損書付提出	○	○	「読書集」
47	"	9/21	"	"	初鶴献上について	△	—	「雑書」
48	"	10/カ	"	"	家臣駕籠使用御免について	○	○	「読書集」

49	"	11/7	"	"	不作・物成減少、閉伊郡洪水書付提出	○	○	「読書集」
50	"	12/18	"	"	南部信恩受領名・官位御礼時の献上物について	○	○	「雑書」「久信公怡統記」
51	"		"	"	行信・信恩転居について	○	—	「内史略」
52	元禄15(1702)	2/朔	"	"	前田家との由緒について阿部より尋ねる	—	—	南部行信書状写・ 中山勝臈書状・「読書集」
53	"	4/13	"	"	領民飢餓人への対処について	○	—	「読書集」「篤馬家訓」
54	"	4/25	"	"	重信への心添えと信恩への諸事指図依頼	×	—	「読書集」
55	"	4/29	"	"	重信湯治、女中随行、鎌倉見物について	○	○	「雑書」
56	"	6/9	"	"	父重信見難いのための行信参府について	○	○	「雑書」
57	"	6/9	"	"	重信への公儀医師派遣について	○	—	「雑書」
58	"	6/18	"	"	重信死去につき、信恩服忌・係累書付提出	×	○	「読書集」
59	"	6/18	"	"	行信参府を止む	—	—	「重信公命期記」
60	"	6/20	"	"	上記事項請書提出	—	—	「内史略」
61	"	6/23	"	"	重信遺骸盛岡移送について	○	—	「吉凶諸書留」
62	"	7/朔	"	"	信恩月次出仕登城遠慮の届出	○	—	「読書集」
63	"	8/11	"	"	土用御機嫌伺献上について	○	○	「読書集」
64	"	9/	"	"	行信への公儀医師派遣について	—	—	「吉凶諸書留」
65	"	⑧/22	"	"	不作書付提出	○	○	「読書集」
66	"	9/4	"	"	信恩看病御暇について	○	○	「雑書」
67	"	9/4	"	"	信恩弟利幹下向について	○	×	「雑書」
68	"	9/	"	"	行信容体書提出を促す	○	—	「吉凶諸書留」
69	"	9/12	"	"	信恩、下向時の指図を謝し、御礼使者につき依頼	—	—	「御在所留書」
70	"	9/16	"	"	公儀医師派遣御礼について	○	—	「御在所留書」 「行信公命期記」
71	"	9/21	"	"	初鶴献上について	△	—	「読書集」
72	"	10/9	"	"	不作書付提出	○	○	「読書集」
73	"	10/14	"	"	犬を殺した者の親族取り扱い方について	○	○	「読書集」
74	"	10/15	"	"	公儀医師への御礼について	○	—	「行信公命期記」
75	"	10/17	南部信恩	"	行信死去言上使者差し出しについて	○	—	「読書集」
76	"	10/18	"	"	行信死去言上	○	○	「吉凶諸書留」 「行信公命期記」
77	"	10/	"	"	行信遺体処置について	○	—	「吉凶諸書留」 「行信公命期記」
78	"	10/	"	"	信恩参府について	○	—	「吉凶諸書留」 「久信公御家統」
79	"	10/㊦	"	"	関所証文返却について	○	—	「久信公御家統記」
80	"	10/㊦	"	"	道中供廻りにについて	○	—	「吉凶諸書留」 「行信公命期記」
81	"	11/	"	"	廻勤断りにについて	○	—	「久信公御家統記」
82	"	11/7	"	"	御預人抱疔罹病書付提出	○	○	「御預人」
83	"	11/12	"	"	継目御礼献上物・先代遺物献上について	○	—	「久信公御家統記」
84	"	11/26	"	"	出頭に際し、信恩月代の処置方について	○	—	「久信公御家統記」
85	"	11/27	"	"	家老御目見願提出について	○	—	「久信公御家統記」
86	"	11/	"	"	家老御目見人数の増員について	○	—	「久信公御家統記」
87	"	11/	"	"	御預人病状報告	○	—	「御預人」
88	"	12/朔	"	"	忌明後の老中廻勤について	○	—	「久信公御家統記」
89	元禄16(1703)	正/14	"	"	老中招請について	○	—	「久信公御家統記」
90	"	2/3	"	"	家臣乗物・駕籠使用御免届け出	○	○	「読書集」
91	"	2/9	"	"	家臣乗物・駕籠使用御免御礼について	○	○	「読書集」
92	"	2/12	"	"	領内飢餓人への対処について	○	○	「読書集」
93	"	3/4	"	"	服忌書付提出	—	—	「読書集」
94	"	9～10/	"	"	盛岡城石垣修復について	○	—	「御城廻御修補」
95	"	10/14	"	"	北郡佐井浜難船書上提出	○	—	「書留」「内史略」
96	"	11/10	"	"	参勤途上の日光参詣について	—	—	「御在所留書」
97	"	11/28	"	"	將軍への機嫌伺について	—	—	「御在所留書」

98	宝永元(1704)	9/26	〃		阿部正武死去			「雑書」
99	宝永2(1705)	5/朔	〃	土屋政直	盛岡城普請について	—	—	「御城廻御修補」
100	〃	5/晦	〃	〃	盛岡城普請について	△	—	「久信公江府御留守留抜書」
101	〃	6/22	〃	〃	桂昌院死去、御機嫌伺について	○	—	「書留」
102	〃	7/4	〃	〃	盛岡城普請許可御礼	—	—	「久信公江府御留守留抜書」
103	〃	7/8	〃	〃	御機嫌伺の書状差し出しについて	○	○	「書留」
104	〃	8/19	〃	〃	不作書付差し出しについて	○	○	「篤焉家訓」
105	〃	9/17	〃	〃	家老職任命について内意を与える	○	—	「雑書」
106	〃	11/6	〃	〃	不作書付差し出し	○	—	「篤焉家訓」
107	宝永3(1706)	3/	〃	〃	妹の縁組について	○	×	「久信公江府御留守留抜書」
108	〃	3/19	〃	〃	御預人の乳母煩について	△	×	「御預人」
109	〃	3~4/	〃	〃	御預人乳母病死について	—	—	「御預人」
110	〃	4/8	〃	〃	御預人乳母死骸処置について	○	—	「御預人」
111	〃	4/23	〃	〃	家臣乗物・駕籠使用御免について	○か	○か	「御在府留」
112	〃	8/晦	〃	〃	盛岡城石垣普請の石取り場について	○	—	「御城廻御修補」
113	〃	9/28	〃	〃	屋敷替願書提出について	○	○	「御在府留」
114	宝永4(1707)	5/10	〃	〃	御若子誕生祝儀献上について	△	—	「久信公江府御留守留抜書」
115	〃	5/26	〃	〃	在着使者について	○	○	「雑書」
116	〃	8/26	〃	〃	天候不順、田名部風雨死人・船破損書付提出	○	—	「篤焉家訓」
117	〃	10/5	〃	〃	徳川家千代死去、御機嫌伺について	○	—	「吉凶諸書留」
118	〃	10/26	〃	〃	不作届提出について	○	○	「雑書」 「久信公江府御留守留抜書」 「御在所留書」「篤焉家訓」
119	〃	12/5	〃	〃	信恩抱瘡の旨留守居役より書付提出	○	—	「雑書」 「久信公江府御留守留抜書」
120	〃	12/6	〃	〃	公儀医師派遣	○	○	「雑書」 「久信公江府御留守留抜書」
121	〃	12/7	〃	〃	信恩弟利幹下向願い出	○	—	「雑書」 「久信公江府御留守留抜書」
122	〃	12/7	〃	〃	信恩病状報告	○	—	「久信公江府御留守留抜書」
123	〃	12/8	〃	〃	信恩病状報告	○	○	「久信公江府御留守留抜書」
124	〃	12/10	〃	〃	信恩病状報告	○	○	「久信公江府御留守留抜書」
125	〃	12/12	〃	〃	信恩病状報告	○	—	「久信公江府御留守留抜書」
126	〃	12/13	〃	〃	信恩病状報告	○	○	「久信公江府御留守留抜書」
127	〃	12/15	〃	〃	信恩病状報告	○	○	「雑書」 「久信公江府御留守留抜書」
128	〃	12/15	〃	〃	信恩養子願	○	○	「雑書」
129	〃	12/16	南部利幹	〃	信恩死去届け出	○	○	「雑書」
130	〃	12/16	〃	〃	信恩遺骸処置について	○	—	「雑書」
131	〃	12/16	〃	〃	利幹の服忌について	○	×	「雑書」
132	宝永6(1709)	正/	〃	〃	御預人麻疹罹病報告	—	○	「御預人」
133	〃	2/18			「御用向御頼」を止め、月番老中に伺い出るよう仰せ渡される			「書留」

凡例：

- 1 月日の表記で、丸数字は閏月を表す(例：⑧は閏八月)。
- 2 「指示・対応」・「月番届出」の欄における記号の意味は、○：有、×：無、△：老中家の用人が対応にあたったもの、—：史料に記述が見られないものを示す。
- 3 使用した史料は盛岡市中央公民館・岩手県立図書館所蔵である。